

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

令和5年5月10日

宮城県東部土木事務所



- | | |
|---------------|---|
| 1 指定番号 | 第858号（東部土木事務所） |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号 |
| 3 指定の年月日 | 令和5年5月10日 |
| 4 指定道路の位置 | 東松島市矢本字新沼88番5、88番6、88番9、 88番10、88番11、88番3の一部、88番9 地先の道の一部 |
| 5 指定道路の幅員及び延長 | |
| (1) 幅員 | 4.01m～4.08m |
| (2) 延長 | 29.10m |